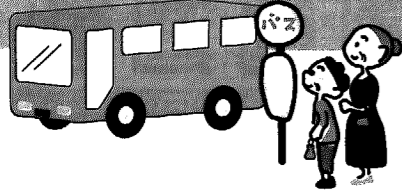


福祉送迎バス

4月1日より

運行スタート



《運行回数等》

- 毎月第1、2、3、4の各火曜日
(ただし、その日が祝祭日の日は運休します)
- 各地区によって運行する週が違いますので、ご注意ください。
- 1日の運行回数は午前が往路、午後が復路です。各日とも往路は午前10時までに静閑荘到着予定で、復路は午後2時頃に静閑荘を出発し、各集落へ送迎します。

※乗車人数が10名を超える場合は、直接静閑荘(☎82-2270)へ送迎の申し込みをしてください。

村では、高齢者等の方々の健康増進を図るとともに、よりいっそう公共施設(静閑荘、よりなれ、役場など)を利用しやすいよう、福祉送迎バスを運行します。
バスは無料で、村内の方であれば、どなたでもご利用できます。ぜひご利用ください。

第1火曜日		第2火曜日		第3火曜日		第4火曜日	
瀧上公会堂	9:55	西中集落開発センター	9:52	旧間瀬小学校前	9:54	原集落開発センター	9:47
横曽根集落開発センター	9:57	北野集落開発センター	9:54	新村バス停	9:56	津雲田公会堂	9:50
新谷集落開発センター	9:59	夏井公会堂	9:58	本村バス停	9:58	富岡公会堂	9:55
油島集落開発センター	10:01	南谷内バス停	10:02	福曾集落開発センター	10:08	高橋集落開発センター	10:00
高畑公会堂	10:03	久保田バス停	10:04	栄バス停	10:11	12区集会所	10:03
西船越集落開発センター	10:06	小島商店前	10:06	橋本バス停	10:15	住吉神社前	10:05
(希望により役場経由)	(10:08)	金池神社前	10:10	岩室公会堂	10:17	農協和納支店前	10:06
白鳥公会堂	10:10	岩室温泉病院前	10:16	岩室温泉病院前	10:19	八幡神社前	10:08
岩室温泉病院前	10:15	静閑荘・よりなれ	10:17	静閑荘・よりなれ	10:20	岩室駅バス停	10:09
静閑荘・よりなれ	10:16	(希望により役場まで運行)		(希望により役場まで運行)		8区バス停	10:11
						役場前	10:13
						西長島バス停	10:14
						岩室温泉病院前	10:19
						静閑荘・よりなれ	10:20

※ 帰りは逆の経路となります。なお、交通渋滞や天候等により、遅れる場合がありますのでご了承ください。

今後、利用状況等を検討し、運行回数・運行経路を見直す予定です。

【お問い合わせ】
岩室村 福祉保健課 ☎82-5725 または企画調整課 ☎82-5728

平成15年度から

このため、1号被保険者の介護保険料が月額3,914円(基準額)となります。

介護保険料は所得に応じ、5段階に設定されます。

高齢者個々の保険料は、年金の額に応じて決まるわけではなく、給料や事業による所得などすべての収入をもとに決められます。
保険料の額については、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた保険料を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税される方がいない場合には、基準となる保険料額から軽減されることとなります。

軽減	軽減	軽減	割増	割増
保険料年額 23,500円 (月額1,957円)	保険料年額 35,200円 (月額2,936円)	保険料年額 47,000円 (月額3,914円)	保険料年額 58,700円 (月額4,893円)	保険料年額 70,500円 (月額5,871円)
基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
【軽減される方】 世帯住民税非課税		【基準額を支払う方】 本人住民税非課税	【割増される方】 本人が住民税を納めている	
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税者)	世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で合計所得金額200万円未満	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上

保険料の納め方

保険料の納め方については、年金からの天引き(特別徴収)と、口座振替または、納付書による納付(普通徴収)があります。

- 年金からの天引き(特別徴収) ⇒ 老齢・退職年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の方
2か月ごと(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に支払われる年金から、支払いごとに、2か月分の保険料が天引きされます。
※ 老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされませんので、口座振替または納付書で納めていただきます。
- 口座振替、納付書による金融機関への納付(普通徴収) ⇒ 老齢・退職年金が年額18万円(月額1万5千円)未満の方
(年度の途中で65歳になられた方または転入された方も普通徴収になります。)
※ 災害、失業、倒産などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、役場の窓口でご相談ください。

- 特別徴収の方も普通徴収の方も4月からの納付金額については平成14年度の保険料段階、保険料金額で納付していただくこととなります。
- その後、特別徴収は10月から、普通徴収は7月から平成15年度の保険料段階、保険料金額を適用することとなります。なお普通徴収の方は4月から6月までの(特別徴収の方は9月までの)差額については以降の月で調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。